特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4 東武商事株式会社 代表取締役 小林増雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄 **州**第四

許可の年月日

令和 7 年 11 月 10 日

許可の有効年月日

令和 14 年 11 月 4 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月 5日

許可

平成30年11月 5日

許可の更新、優良認定

令和7年11月 10日

許可の更新、優良認定

- 5 積替え許可の有無 寺 ・ (無)
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 = 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

【東武商事株式会社 公表用】次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。 「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分		取扱	投								
1	令第1号		0	廃油 (揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号		0	廃酸 (水素イオン濃度指数 2. 0以下のもの)								
3	令第3号 ○ 廃アルカ			カリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)								
1	令第	4号	· · · ·									
	令第5号イ (廃PC				CB等)							
		5号口	B汚染物)									
				B処理物)								
		5号二		(廃水銀等)								
		5号卜		(廃石綿等)								
5		5号ホ、へ及ひ	「チ~ル	枝番	a	Ъ	С	d	е	f	g	h
•	枝番	<u> </u>			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚
	1	アルキル水銀化合物										
	2	水銀又はその化合物										
-	3	カドミウム又はその化合物									-	
}	4	鉛又はその化合物										
ļ	5	有機燐化合物			100							
	6	六価クロム化合物								Luses süksen "Magula"	I like alate ke lika li sabitat like	
	7	砒素又はその化合物										
ŀ	8	シアン化合物			Statistics.				 			
	9	PCB										
L	10	トリクロロエチレン				0		0				
	11	テトラクロロエチレン				-	Ŏ	Ŏ	Ŏ			···
	12	ジクロロメタン				0	0	0	0			-
L	13	四塩化炭素				$\overline{}$	0	ŏ	0			
L	14	1,2ージクロロエタン				-6) (0	0			
L	15	1, 1-ジクロロエチレン				<u> </u>	$\frac{\circ}{\circ}$	Ö	0			
L	16	シスー1、2ージクロロエチレン				$\frac{\circ}{\circ}$	0	0	0			
1	17	1, 1, 1ートリクロロエタン			·	-)()	0	0			
	18	1, 1, 2-トリクロロエタン				0		0	0			
	19	1, 3-ジクロロプロペン				$\frac{\circ}{\circ}$	0	0	0			
i i	20	チウラム					FEET BIS NOTE, THE STORY		 			
	21	シマジン										
1	$\frac{21}{22}$	チオベンカルブ							-			
ļ.	$\frac{22}{23}$	ベンゼン										
-	$\frac{23}{24}$	セレン又はその化合物					Land con the					,
	25	1. 4-ジオキサン			13.5	0		0	0			التاري
ļ.	26	ダイオキシン類						ļ <u> </u>				
-	20 27	クイオインク類						ngggar.				
Ľ,												
	28 20										التاسيد سنسية	
	20 20											
	30		12.6.3.10.282	Short of Arm	X A TELETRO	TO THE TANK OF	of in the on the	M Hadrey	BAC NO.	E & & & & & & & & & & & & & & & & & & &	15.22.11	
	令第(34項第2号廃棄物の焼却施設集廃施設で集められたばいじん 							
	令第				/ン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの /ン類を基準以上含む妊娠形が減少を加入のため処理したもの							
	令第				/ン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの (集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)							
A 350	令第9	ソ万		はいしん	(果壁施設で	(果のた法)	宋 6 宋 第 4	現ポ2号)	光来物に限る			
المراب												

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「〇」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「 」は取り扱うことができないものを示す。